増加する医療費

医療費は年々増加の傾向にあります。国保加入者の増加もひとつの原因ですが、ほかに次のことが考えられます。

○国保に加入する高齢者が増加し、医療機関での受診割合が上昇したこと
○医学や医療技術の進歩により、医療費の高額化が進んだこと
○生活習慣病など長期治療の必要な慢性疾患患者が増加したこと
○重複受診や医師の指示に従わないこと

大切な心がけ

こうした医療費の増加は、国保税の引き上げにつながります。

皆さん一人ひとりが、日頃から健康に気をつけて、医療費を大切に使うように心がけましょう。

○受診のときは保険証を忘れずに
○薬をむやみに欲しがらない
○病院めぐりはしない
○家庭医をもつ
○医師を信頼する
○異常の具合をよく説明する
○診療時間内に受診する

14日以内に届出を !!

※国保に入るとき
- ほかの市町村から転入してきたとき
- 職場の健康保険をやめたとき
- 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 外国人が入るとき

※国保をやめるとき
- ほかの市町村に転出するとき
- 職場の健康保険に入ったとき
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 外国人がやめたとき

※その他
- 退職者医療制度の対象になったとき
- 同じ市町村内で住所が変わったとき
- 世帯主や氏名が変わったとき
- 世帯が分かれたり、一緒になったとき
- 出稼ぎや長期の旅行に行くとき
- 修学のために別の住所を定めるとき
- 保険証をなくしたとき
- 保険証が汚れて使えなくなったとき

国民健康保険 高齢者の医療について

高齢受給者証の更新について

毎年8月1日に自己負担割合を見直します。これにより国保加入者のうち、70歳以上の人がお持ちの「高齢受給者証」を更新します。

新しい受給者証をお送りしていますので、医療機関で受診される際には、必ず窓口で保険証とともに提示してください。

入院時の減額制度について

世帯の国保加入者と世帯主が市県民税非課税の場合、申請することにより、入院時の医療費や食事代が軽減されます。

◆申請に必要なもの
保険証・高齢受給者証・印かん

老人医療について

一部の人の受給者証が変わります

毎年8月1日に自己負担割合を見直します。これにより、一部の人の老人医療受給者証が変更になります。

自己負担割合が変わった人には新しい受給者証をお送りしています。医療機関で受診されるときには、必ず窓口で保険証と一緒に提示してください。なお、今お持ちの受給者証は、早急に市民課老人医療担当にお返しください。

また、変更がない人にはお送りしていませんので、今お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

保険変更の届出について

加入している保険証の記号番号・保険者などに変更があったときは、速やかに届出をしてください。

◆届出に必要なもの
保険証・老人医療受給者証・印かん

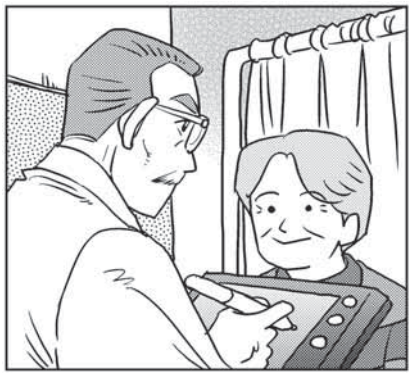

入院時の減額制度について

市県民税非課税世帯の老人の人は、申請することにより入院時の医療費や食事代が軽減されます。

◆申請に必要なもの
保険証・老人医療受給者証・印かん

岡山県医療費補助制度について

次のいずれかに該当する人は、申請することにより高齢者の人と同じ負担割合で医療が受けられます。

①68歳または69歳で、市県民税が均等割課税以下の世帯の人
②65歳から69歳までの、ひとり暮らしの人（市内に三親等以内の親族がいない人）
③65歳から69歳までの、6カ月以上寝たきりの人

※②③は確認書類などが必要ですのでご相談ください。

◆申請に必要なもの
保険証・印かん

申込み・問合せは
市民課
☎69-2130まで